

○警察署における犯罪被害給付事務の取扱いについて(通達)

(平成 13 年 7 月 4 日岡務第 4082 号／岡刑企第 150 号警察本部長例規)

改正 平成 14 年 6 月岡務第 4064 号・岡刑企第 105 号 平成 16 年 3 月岡務第 45 号
平成 19 年 3 月岡県応第 89 号 平成 20 年 7 月岡務第 459 号
平成 22 年 10 月岡県応第 367 号 平成 24 年 11 月岡県応第 430 号
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号 令和 5 年 9 月 28 日岡務第 697 号

各部長・所属長

犯罪被害者等給付金支給法(昭和 55 年法律第 36 号)等に伴う犯罪被害給付事務について、警察署における事務処理を次のとおり定めるので誤りのないようにされたい。

なお、犯罪被害給付事務取扱要領の制定について(通達)(昭和 56 年 1 月 31 日岡務第 7 3 号、岡捜一第 90 号例規)は、廃止する。

記

1 犯罪被害給付該当事案の発生報告

警察署の管内において、傷害事件等により、犯罪被害(人の生命又は身体を害する罪に当たる故意の行為(以下「犯罪行為」という。))による死亡、重傷病又は障害をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であつて、その後の死亡、重傷病又は障害の原因となり得るものを含む。以下同じ。)を認知した場合は、警察署長は、2 週間以内に犯罪被害者等に係る支援業務の管理に関するシステム(以下「システム」という。)を入力し、犯罪被害給付対象(予想)事案報告書(様式第 1 号)により警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。)に報告すること。

なお、犯罪被害給付対象(予想)事案報告書には、暦年ごとの通し番号を付すこととし、当該報告書の写しを保存すること。

2 犯罪被害給付対象予想事案に対する追跡把握

犯罪被害発生時においては犯罪被害給付事案に該当しないと予想された事案であっても、犯罪被害者の加療の経過によってはこれに該当することとなる可能性もあるため、警察署長は、被害者支援等を実施する過程において、犯罪被害者の加療状況の変化等に注意を払い、犯罪被害給付対象事案の積極的な把握に努めること。

3 犯罪被害給付制度の教示

事件の所轄警察署においては、犯罪被害者等(人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者という。以下同じ。)の精神的被害の状況、捜査の進展状況等を考慮の上で、被害者の手引又は広報用リーフレットを交付する等の方法により、制度についての教示を早期に行うこと。また、教示後は速やかにシステムを入力し、教示状況報告書(様式第 2 号)により県民広報課長に報告するとともに、当該報告書の写しを保存すること。

なお、重傷病給付金に該当する事案の教示については、重傷病給付金の申請の手引を交付して行うこと。ただし、犯罪被害給付制度の教示を行うことが社会通念上適当でないと思料される場合は、県民広報課長に協議の上、非教示の伺書を作成して警察署長の決裁を受け犯罪被害給付対象(予想)事案報告書の写しに添付し保存すること。

4 犯罪被害給付金支給対象事案の申請受理

(1) 申請書の受理

犯罪被害者等給付金の申請は、申請者の住居地を管轄する警察署において、必要な書類を添付した犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和 55 年国家公安委員会規則第 6 号）に規定する申請書により受理するものとする。

なお、当該申請書を受理する際には、犯罪被害者等が記載した申請書の内容を十分審査し、添付書類を確認するとともに、当該申請書等を県民広報課長に速報し、記載内容の適否について判断を仰ぐこと。

(2) 犯罪被害給付金支給裁定受理簿の作成及び申請書の県民広報課長への送付

(1)により、犯罪被害給付金支給裁定の申請書を受理した場合は、犯罪被害給付金支給裁定申請受理簿(様式第 3 号)を作成するとともに、当該申請書を速やかに県民広報課長に送付すること。

5 月報報告及び犯罪被害給付対象事案の適正な管理

警察署長は、犯罪被害給付対象事案の認知、裁定申請の受理及び処理の状況について、犯罪被害給付対象事案月報(様式第 4 号)により当月分を翌月 7 日までに県民広報課長に報告するとともに、当該月報の写しを保存すること。

なお、警察署長は、システムにより犯罪被害給付対象事案の認知状況を確認するなど適正な管理を行い、同事案の認知漏れ等の未然防止に努めること。

6 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
犯罪被害給付対象(予想)事案報告書	県民広報課	5 年
犯罪被害給付対象(予想)事案報告書の写し	警察署	5 年
教示状況報告書	県民広報課	5 年
教示状況報告書の写し	警察署	5 年
犯罪被害給付金支給裁定申請受理簿	警察署	5 年
犯罪被害給付対象事案月報	県民広報課	5 年
犯罪被害給付対象事案月報の写し	警察署	5 年

7 その他

申請書を受理する際に必要な添付書類は、おおむね別紙のとおりである。

別紙

申請書への添付書類一覧表

区分	遺族給付金	重傷病給付金	障害給付金	備考
生活維持に関する申立書	○			
損害賠償に関する申立書	○	○	○	
死亡診断書又は死体検案書	○			
戸籍謄本又は抄本	○			
住民票の写し	○			事実上の婚姻関係を証明
診断書			○	
健康保険被保険者証等の写し	△	○		
傷病診断書	△	○		
医療費領収書	△	○		
高額療養費等支給状況調査票	△	○		
療養費等支給状況調査票	△	○		
給与証明書、源泉徴収票	○		○	
委任状	○	○	○	弁護士による代理申請の場合

注

- △は、遺族給付金の支給対象事案について死亡前に医療費(自己負担額)がかかった場合の申請に必要な書類を示す。
- 医療費領収書には、通常の医療保険(老人保健及び介護保健を含む。)加入者が被害に遭い、重傷病給付金の支給申請手続をする際に提出するものと、医療保険から療養に関する給付を受けることができない場合に医療機関の作成を受け提出するものとの2種類がある。

様式第1号

犯罪被害給付対象(予想)事案報告書

[別紙参照]

様式第2号

教示状況報告書

[別紙参照]

様式第3号

犯罪被害給付金支給裁定申請受理簿

[別紙参照]

様式第 4 号

犯罪被害給付対象事案月報

[別紙参照]